

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年8月31日（令和3年（行個）諮問第130号）

答申日：令和4年10月27日（令和4年度（行個）答申第5127号）

事件名：本人が送付した特定日付け書面への回答書面の写しの不開示決定（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定日付け審査請求人が千葉労働局長に送付した「労働局労災補償課職員の取扱いについての苦情」書面にかかる回答書面の写し」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年5月20日付け千労発基0520第4号により千葉労働局長（以下「千葉労働局長」又は「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1は開示されているが

2 1にかかる回答書面の写しが開示されていない。

公務員に限らず苦情を受けた組織はそれに真摯に対応することが求められるのが社会人としての常識である。

審査請求人は公務員に対して苦情や要望などの書類を提出し、厚生労働省関係以外の団体からは回答を得ているので、厚生労働省関係の組織が回答しないことは考えられない。

よって、1の苦情書面に対して何らかの措置がとられていることが考えるのが通常であり、厚生労働省の組織である労働局長が審査請求人の苦情を放置していることは考えられず、回答書面を紛失または隠匿していると考えるのが自然である。

仮に遅延などの理由により未作成であるのであれば、審査請求人に連絡をするのが筋でありそれも行われていない。

よって速やかな回答書面の写しの開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年4月21日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「1. 特定日付請求人が千葉労働局長に送付した「労働局労災補償課職員の取扱いについての苦情」書面の写し、2. 1にかかる回答書面の写し」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が令和3年5月20日付け千労発基0520第4号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人がその取消し（原処分における不開示部分の開示）を求めて、令和3年5月31日付け（同年6月2日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「特定日付請求人が千葉労働局長に送付した「労働局労災補償課職員の取扱いについての苦情」書面にかかる回答書面の写し」である。

(2) 不開示情報該当性について

本件審査請求を受け、諮問庁においても改めて、処分庁に対して本件対象保有個人情報が記載されている文書の有無について確認を行ったが、「2. 1にかかる回答書面を作成しておらず保有していない。」ことを確認した。

したがって、本件対象保有個人情報を保有していないとする原処分は妥当であるとする。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報に係る原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年8月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和4年9月29日 審議
- ④ 同年10月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 本件対象保有個人情報は、開示請求書によると、審査請求人が千葉労働局長に送付した苦情に関する文書（以下「本件苦情文書」という。）に対する回答書面（以下「本件回答書面」という。）の写しに記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会において、諮問書に添付された本件苦情文書を確認したところ、千葉労働局の職員が行った審査請求人に対する聴取に係る苦情に関して、千葉労働局長に抗議するとともに、回答を求めるものであると認められる。

- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に本件対象保有個人情報の保有の有無について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件苦情文書には、千葉労働局労災補償課の審査官の聴取に関する苦情が記載されているが、この苦情については担当者から審査請求人に対し電話にて口頭で既に説明を行っているため、本件回答書面は作成しておらず、したがって、審査請求人が開示を求めている本件回答書面の写しも保有していない。

イ 本件審査請求を受けて、千葉労働局において、仮に保有しているとすれば保管している可能性のある場所を探索し、改めて本件対象保有個人情報の存否について確認を行ったが、保有していないことを確認した。

- (3) 上記諮問庁の説明は、本件苦情文書に記載された苦情に関しては、担当者から審査請求人に対し口頭で既に説明しているため、本件回答書面及びその写しは作成しておらず、したがって、本件対象保有個人情報は保有していないというものである。

これに対し、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において種々の主張をしているところ、千葉労働局において、本件苦情文書に関して回答書面を作成したとする具体的な根拠や、それを裏付ける又はうかがわせる事情を示しているとはまではいえない。そうすると、審査請求人の主張によっても、上記（2）の諮問庁の説明が不自然、不合理であると認めるに足りる事情はなく、そのほかこれを覆すに足りる特段の事情を認めることもできない。また、文書の探索の範囲等についても不十分とまではいえない。

したがって、千葉労働局において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、千葉労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子